

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、千葉県に在住する視覚障害者とこれを支援する関係者をもって構成し、人間愛に基づく組織的な活動を通じて、利用する視覚障害者等の意向を尊重しつつ多様な福祉サービスを総合的に提供できるよう創意工夫をすることにより、その利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 点字図書館運営事業
- (ロ) 点字出版事業
- (ハ) 視覚障害者生活訓練等事業
- (二) 同行援護従業者（ガイドヘルパー）派遣事業所の経営
- (ホ) 就労支援事業所（B型）の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって県内視覚障害者等に対する福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、県内地域社会の視覚障害者等に貢献する取り組みとして、妊産婦を含む子育て世帯その他を支援するた

め、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県四街道市四街道一丁目9番3号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員11名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評

議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び

招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び顧問・職員

(役員の定数)

- 第 15 条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6 名以上 8 名以内
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち 2 名以上 4 名以内を常務理事とする。
- 4 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とす

る。

(役員の選任)

- 第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3 会長及び常務理事は、毎会計年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 理事または監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

- 第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第 21 条 理事及び監事に対して、職務の実態に即して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問の委嘱及び職務)

- 第 22 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

(職 員)

- 第 23 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第 5 章 会 員

(会 員)

- 第 24 条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
 - 3 会員及びその活動に関する規則は、別に定める。

第 6 章 理事会

(構 成)

- 第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の決議
- 2 会長が専決できる日常の業務として理事会が定めるものについては定款細則別表に定める。

(招 集)

- 第 27 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

- 第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加えることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 千葉県四街道市鹿渡 968 番9の土地、220.30 m²
- (2) 千葉県四街道市鹿渡 968 番9の土地に所在する木造合
金メッキ鋼板ぶき平屋建建物（床面積 146.52 m²）
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産と
する。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする
事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2
項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理
事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得な
ければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千
葉県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保
に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法
人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための
資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保と
する当該施設整備のための資金に対する融資をいう。
以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対
して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る
担保に限る。）

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管
理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信
託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投
資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の
日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て評議
員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処

理する。

(臨機の措置)

- 第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、視覚障害者等が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
- (1) 千葉県視覚障害者福祉大会事業
 - (2) 視覚障害者への広報活動事業
 - (3) 視覚障害者生活向上支援事業
 - (4) 視覚障害者社会生活訓練教室開催事業
 - (5) 点字音声即時情報ネットワーク事業
 - (6) 同行援護等従業者養成研修事業
 - (7) 視覚障害者等IT支援事業及び情報支援事業
 - (8) 視覚障害の啓蒙啓発事業
 - (9) 関係諸団体との連絡調整及び協議に関する事業
 - (10) 視覚障害者に必要な補装具、日常生活用具等の研究開発及び販売斡旋事業
 - (11) 視覚障害者のスポーツの振興に関する事業
 - (12) 視覚障害者の職域開拓及び就労支援に関する事業
 - (13) その他、視覚障害者等の生活安定と向上にとって必要な事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

- 第39条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害につ

いて社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第10章 解 散

（解散）

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

（定款の変更）

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- (1) この定款は、社会福祉法人の設立登記の日から施行する。
(2) この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。
ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会長 伊藤 和男

理事 小澤 芳雄

理事 川崎 弘

理事 川野 早苗

理事 染谷 雄一

理事 長岡 英司

理事 法澤 奉典

評議員 岩井 泰憲

評議員 大石 千恵

評議員 古山日出男

評議員 今野 正隆

評議員 佐藤 大輔

評議員 須合 俊子

評議員 鈴木 正子

評議員 中野 秀和

評議員 早川 源造

評議員 日比野久美子

評議員 松本 道子

評議員 森 哲也

評議員 吉成 庸子

監事 根本 曜子

監事 小林 慶久

- (3) この定款は平成30(2018)年5月1日、知事の認可を得て改正を行う。

- (4) この定款は令和3（2021）年6月9日、知事の認可を得て改正を行う。
- (5) この定款は令和6（2024）年2月29日、知事の認可を得て変更を行う。
- (6) この定款は令和6（2024）年7月2日、知事の認可を得て変更を行う。